

FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第41回法人会全国大会高知大会・税制改正要望全国大会〉

—令和8年度税制改正への提言まとまる— —決算法人説明会ご案内に関するお知らせ—

2025.12
No. **597**
令和7年

令和7年度納税表彰者のご紹介	3
法廷調書の提出はe-Tax(約4人に3人が利用)	6
事業ア・ラ・カルト(説明会・講習会・社会貢献・部会事業)	8
使用者のヒアリング調査に応ずる義務	10
都税コーナー	14

法人会掲示板

12月・1月(2月)実施する主な事業

一般参加可能行事
長期講習会
地域行事

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| ● 12月 1日 第10ブロック役員会 | ● 12月18日 第8ブロック役員会 |
| ● 12月 2日 地方税セミナー | ● 1月 9日 新年賀詞交歓会 |
| ● 12月 3日 税に関する合同表彰式<女性部会> | ● 1月14日 税務相談日 |
| ● 12月 4日 広報委員会 | ● 1月19日 決算法人説明会 |
| ● 12月 5日 青年部会役員会、講習会 | ● 1月20日 新設法人説明会 |
| ● 12月 7日 フェスタ原宿
＜第11ブロック／税金クイズ＞ | ● 1月30日 女性部会・青年部会合同新年会 |
| ● 12月 9日 税務相談日 | ● 2月18日 税務相談日 |
| ● 12月11日 令和7年度第4回理事会 | ● 2月25日 決算法人説明会 |

決算法人説明会ご案内に関するお知らせ

例年決算期を迎える法人に対して、お葉書で“決算法人説明会”のご案内を差し上げておりましたが、2025年9月期決算からお葉書でのご案内を廃止することになりました。

決算法人説明会は、1月～11月（12月は11月と合同）の年13回（3月、11月は各2回）開催しておりますので、日時・会場につきましては渋谷法人会ホームページでご確認下さい。

お申込みにつきましては渋谷法人会HPトップページのトピックスからお申込み下さい！

税務相談日について

渋谷法人会は、月に1回 無料税務相談日を設けております。

- ◆開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。
- ◆開催場所：渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10 TEL：03-3461-0758
- ◆開催時間：午後1時30分～4時
- ◆相談担当：渋谷法人会アドバイザー 池田喜一税理士
- ◆基本的に事前お申込みをいただき、来局の上、ご相談いただきます。お電話でのご相談は、担当の税理士が対応出来る場合のみです。来局者優先ですので、途中来局があった場合は、打ち切らせていただくことがあります。

新年賀詞交歓会のお知らせ

- ◆日時 令和7年1月9日(金) 午後5時30分～
- ◆場所 セルリアンタワー東急ホテル B2F ボールルーム
渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3000
- ◆会費 12,000円／1名

※同梱のチラシでお申込み下さい



令和7年度 納税表彰者のご紹介



式辞 渋谷税務署長 時村 英樹氏



表彰状受彰 大久保 一成氏

令和7年度渋谷税務署長納税表彰式が11月13日(木)、午後3時より原宿東郷記念館で開かれ、約90名の参加者を前に税務行政運営に功労のあった方々が、受彰の栄に浴されました。

表彰状受彰：大久保一成氏、矢部一氏、下岡正男氏

感謝状受彰：石田裕子氏、鈴木紀子氏、関秀充氏

渋谷税務署長表彰状



大久保 一成 氏
(理事)
(株)大久保



矢部 一 氏
(第8ブロック副ブロック長)
(株)雄・ジャパン



下岡 正男 氏
(富ヶ谷1丁目支部長)
(有)下岡商事

渋谷税務署長感謝状



石田 裕子 氏
(女性部会副部会長)
石田行政書士事務所



鈴木 紀子 氏
(女性部会副部会長)
(有)ワールドタグチ



関 秀充 氏
(神宮前1丁目支部長)
宗教法人 東郷神社

税務協力5団体から成る、渋谷電子申告・電子納税推進協議会が税務功労者として感謝状を受彰しました。
また、11月19日(水)渋谷都税事務所に於いて理事松本芳枝氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

東京都渋谷都税事務所長感謝状



松本 芳枝 氏
(理事)
(有)ユニオン企画



渋谷電子申告・電子納税推進協議会
代表して感謝状を受け取る渡辺法人会副会長



納税表彰受彰の方々

正しい税知識を学ぼう

日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、 金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない！

令和8年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要 将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

法人会の「令和8年度税制改正に関する提言」(概要) まとまる

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

日本銀行は昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、今後も金利上昇が続けば、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態が想定されている。経済の正常化が進んで金利が上昇すれば、国債の利払い費の増加は免れない。国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かないような細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。団塊の世代すべてが後期高齢者となり、令和6年度に約138兆円だった社会保障給付費は、高齢者人口がピークを迎える2040年には190兆円に達する見込みである。社会保障給付費が膨らむ中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を求めるとともに、「給付」も重点化・効率化することで可能な限り抑制する取り組みが欠かせない。

社会保障のあり方を巡っては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、負担の公平性を確保する視点も重要である。このため、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においてもその能力に応じて一定の負担を求める応能負担の原則を確立し、幅広い理解を得る必要がある。

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

3. 行政改革の徹底

政治資金の問題については、政治資金規正法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。また、こうした政治家の不祥事は、国民の納税意欲を著しく阻害することになりかねない。政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

水膨れが指摘されている各種の政府基金については、中長期的な政策課題などに対応するために予算計上された資金を貯めておき、複数年度にわたって支出する仕組みとしている。現在も半導体や宇宙分野などの基金には多額の予算が拠出されているが、これらの基金に充てられる予算の使途や事業運営には監視の目が行き届かず、政策効果の検証も疎かになりがちである。政府は基金に計上する予算は費用の3年分を目途とし、追加する場合は事業の成果を確認するとのルールを設けた。こうしたルールの徹底を図りながら、長年にわたって使われない基金の余剰資金は国庫に返納するなど、適正な基金運用に努めるべきである。

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隄より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

令和8年度より防衛特別法人税が実施される。また、米国のトランプ関税が日本経済に対してどのような影響を与えるかを慎重に見定める必要がある。そして近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的課期日が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。

なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め

て抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業にDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進を促す支援を求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

本格的な事業承継税制の創設が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は（2）取引相場のない株式の評価（3）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

法定調書の提出はe-Tax!!



約 **4** 人に **3** 人が利用

利用率
76.6%

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して法定調書を提出することができます。特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用が便利です。

e-Taxソフト(WEB版)で**簡単提出**

e-Taxソフトのインストール不要！WEB上で法定調書を**作成・提出**が可能！

(対象法定調書)

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

CSVファイル等作成・分割ツールをリリースしました。

上記の法定調書の提出用CSVファイルを作成する際に、**CSVファイルの作成・データチェック・CSVファイルの分割(※)**が可能！

※ e-Taxソフト(WEB版)の送信上限(6,900レコード程度、かつ、データ容量20MB以下)を超えないように、送信上限内にCSVファイルを分割することができます。

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/hoteichosho/csvtool.htm>)



(CSVツール)

eLTAXで市区町村と税務署に**同時提出**

PCdesk等のeLTAX対応
ソフトで一括作成・一括送信

給与支払報告書を
市区町村へ提出

給与所得の源泉徴収票を
税務署へ提出



(eLTAX)

マイナポータルとの**連携**で給与所得の源泉徴収票情報を**自動入力**！

事業主の方がe-Tax提出

従業員の方が
マイナポータル連携を利用



(特設ページ)

e-Tax等による法定調書提出の**義務基準**の引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から**30枚以上**に引き下げられます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**となった方は、**令和9年**に提出する法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。



(e-Tax等義務化)



国税庁 法人番号7000012050002

令和7年8月

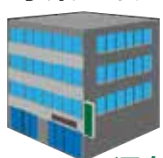
この社会あなたの税がいきている

給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると

従業員の方の

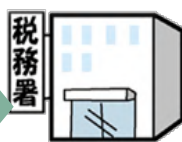
確定申告がさらに簡単に!!

事業主の方



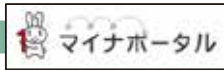
源泉徴収票をオンライン提出

税務署



自動入力された金額を
確認して
e-Taxで確定申告!

従業員の方

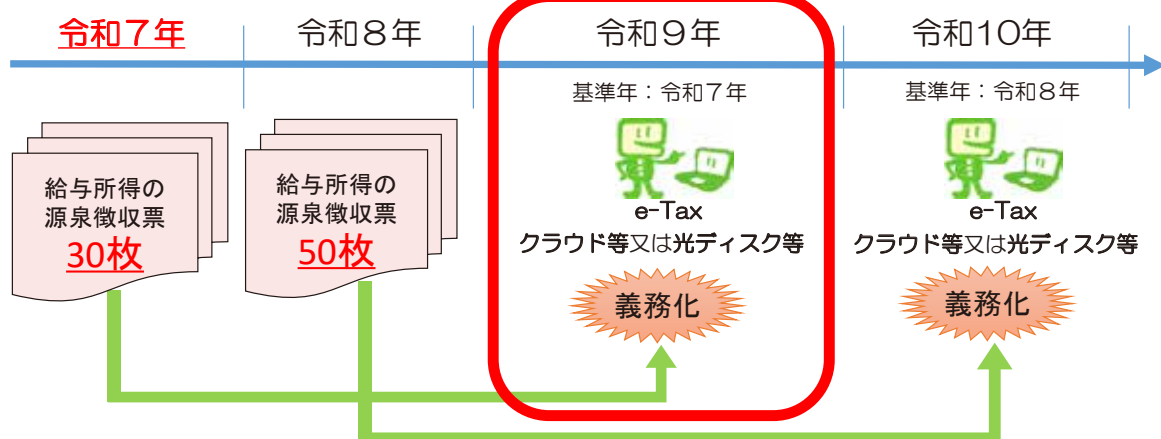


マイナポータルとの連携で
給与情報を自動入力

Point

- ◆ 事業主の皆さまからオンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象となります。
※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。
書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。
eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です!
- ◆ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

法定調書を30枚以上提出した方へ e-Tax等による提出が義務になります!



令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**※となった方は、**令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。**

該当する法定調書は、**書面で提出できません**ので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判定は、法定調書の種類ごとに行います。

法人会
事業
アラカルト

令和7年度税制改正を踏まえた 年末調整説明会を開催

法人会では、令和7年度税制改正により「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」「特定親族控除の創設」が行われ、令和7年12月の年末調整から適用されることとなった為、この度の改正の概要を中心に「令和7年度税制改正を踏まえた年末調整説明会」を10月14日・15日及び11月5日にそれぞれ午前・午後1日に2回、都合6回開催し、総数98名の出席があった。講師は渋谷税務署法人課税第3部門、杉山審理担当上席調査官に担当していただいた。



講師
杉山審理担当上席調査官



年末調整説明会

第15回親睦ゴルフコンペを開催 ＜厚生委員会＞

去る11月7日(金)越生ゴルフクラブで、厚生委員会主催によるゴルフコンペを開催した。久しぶりの開催だった昨年と比べると、参加者が倍近くになった。今後



参加の方々

も会員間の親睦事業として開催していきたいと思っている。

優勝は、阿部正弘氏。参加者19名。



長島会長挨拶



優勝：阿部正弘氏

ブロックだより

千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック（細川ブロック長）

去る10月5日(日)千駄ヶ谷まつりが鳩森小学校で開催され、渋谷法人会第10ブロックも参加した。昨年と同じく、時間を短縮しての開催となったが、小学校での開催ということもあり、子どもが多く、税金クイズ、景品ともに好評で、閉会時間よりもかなり早く終了してしまった。来年はもう少しクイズ、景品の追加を検討。



千駄ヶ谷祭り

全ブロックで税務講習会を開催！

法人会の各ブロックでは、例年税法改正についての講習会を、10～12月初旬にかけて開催している。今年は10月3日(金)から10月29日(水)までに11回、各ブロックの会場で開催した。(第4と5ブロックは合同開催)

電子納税、電子申告を活用しよう

内容は令和7年度税制改正、キャッシュレス納付の2点について。講師は、初日のキャッシュレス納付についてだけ、管理運営部門の山村総括上席調査官に担当していただき、その他の開催日は、キャッシュレス納付、税制改正とも法人課税第1部門の樋口審理担当調査官に担当していただいた。総出席者数は306名。各開催については別表の通り。【写真：各講師 1・4・5・6ブロック】



藤井第一統括官挨拶



講師
山村総括上席調査官



講師
樋口審理担当調査官



1 ブロック税務講習会



4・5 ブロック合同税務講習会



6 ブロック税務講習会

令和7年度ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催会場	出席
7	10月3日(金)	10:20～11:50	笹塚区民会館	24名
6	10月6日(月)	10:30～12:00	代々木八幡区民施設	24名
3	10月10日(金)	10:30～12:00	渋谷区立商工会館	29名
1	10月16日(木)	10:30～12:00	リフレッシュ氷川	40名
11	10月20日(月)	10:30～12:00	東郷神社 和楽殿	25名
4・5	10月21日(火)	10:30～12:00	渋谷法人会館	35名
8	10月22日(水)	10:30～12:00	初台区民会館	14名
2	10月27日(月)	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	24名
10	10月28日(火)	10:30～12:00	千駄ヶ谷社会教育館	44名
9	10月29日(水)	10:00～11:30	全理連ビル会議室	47名

部会だより

ハロウィン直前の 渋谷駅前清掃活動に参加

10月31日(金)の駅前清掃に参加した。この清掃は4月の「シブヤの日」同様、区だけではなく、区内の企業や団体の方々が参加し、ハロウィン後の清掃をするものだが、今年は日程の都合で、ハロウィン直前の31日午後から行うことになった。

まず、区長の挨拶、推進委員会の方の説明後駅周辺に広がって清掃する。今回渋谷法人会青年部会からは5名が参加した。



青年部会メンバー



渋谷駅前美化活動進捗式

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

使用者のヒアリング

1. ハラスメント調査とヒアリング

近年、各種ハラスメントに関する事業主としての措置義務の一つとして相談窓口の設定が義務化されたことも相俟って内部通報案件が増加しています。

ハラスメントの内部通報が行われた場合、通常は、その後の流れとしてハラスメントに関する具体的な事実関係の有無について第三者や被通報者とされた者へのヒアリングを実施することになります。

今回は、このようなヒアリングを実施するにあたって、そもそも使用者からヒアリングの実施を求められた場合に、労働者はこれに応じなければならないのか、という点を取り上げたいと思います。

2. 第三者へのヒアリング

ここでの第三者とは、例えば、ある職場でA氏がB氏からのハラスメント被害の通報をした場合に、A氏と同じ職場で仕事をしている他の者（C氏）などが念頭に置かれます。

すべての労働者は、労働契約に基づき使用者に対して労務提供義務を負うとともに、これに付随して企業秩序遵守義務を負っています。職場内のハラスメントは企業秩序違反行為であり、使用者がその有無について事実関係を調査するにあたっては、労働者もまた使用者に対する労務提供義務ないしはこれに付随する企業秩序遵守義務の履行としてかかる調査に協力すべき義務を負っていることになります。

ただし、そうはいつても、労働者は使用者の一般的な支配に服するものではないため、いつ、いかなる場合にも、当然に使用者の行う調査に協力する義務があるとまではいえず、判例上は、いわゆる管理職とそれ以外の者に分けて以下のように整理されています。

すなわち、当該労働者が他の労働者に対する指導、監督ないし企業秩序の維持などを職責とする者であって、調査に協力することがその職務の内容となっている場合には、調査に協力することは労働契約上の基本的義務である労務提供義務の履行そのものであるから、調査に協力すべき義務を負うものといわなければならないが、それ以外の場合には、調査対象である違反行為の性質、内容、当該労働者の違反行為見聞の機会と職務執行との関連性、より適切な調査方法の有無等諸般の事情から総合的に判断して、調査に協力することが労務提供義務を履行する上で必要かつ合理的であると認められない限り、調査協力義務を負うことはないものと解されています（最三小判昭和52年12月13日）。

先ほど例示した事例においては、C氏が管理職である場合だけでなく、非管理職であった場合でも、B氏のA氏に対するハラスメントの有無については、同じ職場にいるC氏も見聞の機

調査に応ずる義務

社会保険労務士 安藤 貴裕

会があり、また、C氏にとっても自らの職場環境に関する問題として職務遂行との関連性があるため、使用者の調査に協力することが、C氏が労務提供義務を履行する上で必要かつ合理的であるといえることができます。

したがって、C氏はいずれの立場であっても調査協力義務があると考えられます。

3. 被通報者へのヒアリング

先ほど例示した事例においてハラスメントの加害者とされたB氏（被通報者）については、使用者の調査に協力する義務を負います。なぜなら、使用者は、企業秩序に違反する行為があった場合には、その違反行為の内容、態様、程度等を明らかにして、乱された企業秩序の回復に必要な業務上の指示、命令を発し、又は違反者に対し制裁として懲戒処分を行うため、事実関係の調査をすることができることは、当然のことですし、B氏は、自分自身の職場秩序違反行為の有無について使用者からヒアリングの場で確認を求められた場合には労務提供義務の一環としてこれに協力する義務があると考えられるからです。

4. 調査協力義務違反への対応

就業規則には、服務規律の一つとして「従業員は服務上の指示命令に従い、その業務を忠実に履行しなければならない」などといった規定が設けられているのが通常であり、労働者が上記2、3で述べた調査協力義務に違反した場合には就業規則違反としてそれ自体が懲戒処分の対象にもなり得ることになります。

しかし、第三者へのヒアリングの実施にあたって、当該第三者が調査に協力しないことをもって懲戒処分を行ったとしても、直ちに事実関係の解明に繋がるものではありませんので、使用者としては、まずはそのような義務があることについての理解を求めることに尽力すべきであり、実務上は、懲戒処分を行うことには慎重であるべきです。

これに対して、被通報者へのヒアリングは、通常、被害者や第三者へのヒアリングの後に、その後予定されている懲戒事由の存否や処分量定の検討に先立っていわゆる弁明機会の付与も兼ねて行われるのが通常であり、既に関係各証拠に基づいてある程度の事実認定の見通しが立っていることもあります。このようなケースにおいて被通報者が調査に協力しない場合には、結果として、調査対象となっている事例の事実認定について被通報者にとって事実認定が不利に働くことも十分に考えられます。使用者としては、そのようなリスクがあることも伝えたいうえでまずは調査に協力することを要請すべきですが、それでも協力しない場合には、最終的には、調査対象となっている事例の事実認定に基づく懲戒処分とともに、被通報者の調査協力義務違反についても情状面において重く評価して懲戒処分の量定を判断することも考えられます。

ビジネス手法は「甘辛関係」が最善

ジャーナリスト

海部隆太郎

義理と人情に重きを置くのが日本人の感性。「義理が廃ればこの世は闇だ〜」というのが昭和までの常識だったと勝手に思っている。社会生活を円滑に送るためのルールではないが、言葉自体に正義感のような湧き上がる想いがあった。そんな古い考え方は今や通用しないと言われれば、まったく返す言葉がない。それでも誰もが心の片隅に抱いているだろうと信じたい気持ちは残る。

とはいえ、古くから日本人は集団に違和感なく溶け込んできたのは間違いなく、秩序を乱す行為者は排除されるのが普通のことだった。この点について歴史や生物学者などの先生たちから多くの話を聞いてきたが、そこから言えるのは「出る杭は打たれる」ことで日本の社会が形成されてきたということだった。当然、その弊害もあった。

余談ながら、文句ばかり言う輩（やから）が圧倒的多数を占める業界に長くいたせいか「出る杭」の人たちと過ごすことが日常的だった。個性を大事にする時代の先端だったわけではない。実力主義の世界だから変人が多くても会社組織がなりたっていただけにすぎない。ともかく現代は、個を重視する欧米の考え方が取り入れられ広く社会に定着しつつあると思う。

散逸した内容になってしまったが、ウエットな関係が多い日本社会においてドライさをはっきりと示すことが、社会生活でもビジネスの上でも必要なのではないか。ということを説明するための序文として書いたつもりだ。

「協力上手なサル」は社会の基本形

進化心理学という分野を知ったのは、テレビで何気なく見た放送大学での講義。人の行動パターンや心理はどのようにして形成されていったのかを学問的に探究する内容に興味を引かれた。その視点から人類は「協力上手なサル」といえるそうだ。2足歩行になり集団で狩りをするとき、役割分担など協力関係がなければ獲物を手に入れることができなかったから。生きるためには集団に協力しない害をもたらす者は追放しなければ、集団を飢えから守れない生存本能ととらえられる。

こう思うと運命共同体である集団内では、人を信用することが当たり前となり、これを前提にした生活が人を信じる形で続いてきたのだろう。この生物的な現象が昨今はびこる嘘を増長させているのではないかと考えてしまう。もちろんSNSが容易に嘘（フェイク）を拡散させているのは言うまでもない。

これらをビジネスに当てはめてみると、日本では取引先とはウエットな関係を築いていきたい思いが先行しがち。少しぐらいのことならばと、疑うことをせずに付き合いが長くなると、とことん信じていこうという流れになる。一方、多民族国家で契約社会の米国のビジネスを見ているとウエットとドライの使い分けがしっかりしている。

ウエットな考え方をもつ日本でのビジネスだから米国流には違和感があるが、そこは甘さと辛（から）さをわきまえた対応こそ肝要に思う。フェイクに惑わされないことだけでなくコンプライアンスも含め、自社対応だけでなく取引先との関係でも一定の基準を設けることで、甘辛のバランスをとる経営が会社を存続させ幅を広げると考える。相手を信用するのは悪いことではないのだが、だます人から身を守るため、脱法行為に知らずに協力することを避けるためにも、ドライな感覚を養わなければいけない。

【著者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材、執筆活動を展開する。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

令和7年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)ユークリッド・マネージメント	石森 洋	恵比寿2-16-6	5488-7771	音楽プロダクション
6	(株)テレマートジャパン	村山 拓也	富ヶ谷1-3-16	3465-1300	コールセンター業
9	千葉修税理士事務所	千葉 修	代々木2-23-1	6300-4046	税理士

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

令和7年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	Castella Nova	寺田 裕一	広尾5-4-12		経営コンサルタント
1	(株)アクトフォー	木暮 明希	東2-23-8	6427-1980	不動産業
4	(株)Meditie	森本 佳代	道玄坂1-10-8		医薬品に関するコンサルティング
4	健誠(株)	大野 健誠	円山町23-7		SNS運用事業とイベント事業
9	Ciel Corporation(株)	茂呂 修次	代々木2-24-7	6381-6629	不動産業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

コ・ラ・ム

フリーランスライター
藤木 順平

強い子に育て、丙午生まれ

2026年は「午（うま）年」。難しくいえば「丙午（ひのえうま）」の年である。甲・乙・丙…の十干（じっかん）と子・丑（うし）・寅（とら）…の十二支を組み合わせた「十干十二支」だが、10と12の最小公倍数は60。そのため、丙午は60年に一度やってくる。

なぜ世間はこの年を注目するのか。「丙午の年に生まれた『女性』は気性が激しく、夫の寿命を縮める」とか。いや、これはセクハラではなく、昔からの迷信のひとつなのだ。そのため「もし、女の子が生まれたら…」という心配から「生み控え」が起る。前回の丙午、1966年の出生率は前年より25%ほど下がったというデータがあるほどだ。

子どもを持ちたいと願っているお二人さん。まさか、いまだこんな迷信を信じていないでしょうね。少子化問題は国是として取り組まねばならない問題なのです。午年生まれは、火の性質を持って、エネルギーで行動力がある。おまけに、男女問わず、周囲に強い印象を与える…と、手元の資料に書いてある。強くて良い子に育つようだ。

「夫の寿命を縮めるくらいだから、周囲に強い印象を与える」だって？ それは言わないお約束！

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

メールアドレスを登録しよう



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和8年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和8年2月2日(月)

東京都主税局 償却資産

検索

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
 - ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
- 申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX
ホームページ



エルタックス

検索



1月のeLTAX運用日時のお知らせ

東京都では、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。対象税目は以下のとおりです。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございます。1月は固定資産税（償却資産）の申告月ですので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の運用日時>

(eLTAXホームページから引用)

電子申告システム運転時間：● 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 休止中

1月						
月	火	水	木	金	土	日
			1 ×	2 ×	3 ×	4 ○
5 ○	6 ●	7 ●	8 ●	9 ●	10 ●	11 ●
12 ○	13 ●	14 ●	15 ●	16 ●	17 ●	18 ●
19 ○	20 ●	21 ●	22 ●	23 ●	24 ●	25 ●
26 ○	27 ●	28 ●	29 ●	30 ●	31 ●	

<対象税目>

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油引取税、不動産取得税

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【eLTAX ホームページ】

エルタックス

検索



(参考)【通常利用時間】 8時30分～24時
(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

<申告内容や納税についてのお問合せ>

【納税】所管都税事務所の徴収管理班

【申告、申請・届出】所管都税事務所の各税目担当班

- 国税の電子申告・電子納税等については、e-Taxホームページをご覧ください。

【e-Taxホームページ】



23区内に土地をお持ちの方へ 住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

都税の納付はキャッシュレスで

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○住宅を新築・増築した場合 ○住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○住宅を建て替える場合 ○家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	令和8年2月2日(月)



主税局ホームページ
住宅用地の申告等について

詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】 土地が所在する区にある都税事務所の土地班

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和8年1月8日(木)13時 ~ 令和8年1月26日(月)23時	
入札期間	令和8年2月2日(月)13時 ~ 令和8年2月4日(水)23時	令和8年2月2日(月)13時 ~ 令和8年2月9日(月)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

東京都 公売

検索

主税局 メルマガ

検索

正解者の中から抽選で
5名の方にクオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10

公益社団法人 渋谷法人会事務局

e-mail : info.shibuya@tohoren.or.jp

FAX : 3461-0180まで

①クイズの答え○+○=(答え) ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和7年12月25日(木)(消印有効)とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

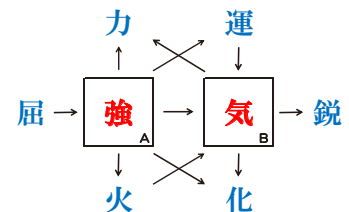
※渋谷法人会報熟語づくりクイズにお申込みありがとうございました。数独もよろしくお願いいたします。

パズル・数独

問題

しゅば法人No.596
パズル・熟語づくり●解答

解答 A 強 B 気



●当選者

しゅば法人No.596の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございます。ごいしました。

幡ヶ谷 永田様
代々木 高橋様
恵比寿 柳澤様
千駄ヶ谷 桑名様
千駄ヶ谷 松田様

6					4	8		
		4	5	7			3	
	2							9
		7						2
	4		1		3		9	
1						6		
8							7	
	6			8	7	1		
		9	4					6

$$\square + \square = \square$$

縦9列、横9列すべてに1~9までの数字が一つずつ入ります。太線で囲まれた3×3のブロックにも、1~9までの数字が一つずつ入ります。

□の2マスに入る数字を足すといくつ?

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、

保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...



保障はそのまま！

集団扱

集団扱への
変更は
早い方がお得！

月払

4,480円

月々300円割安！

年間では**3,600円**もお得！

2024年1月現在

- 1 **簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 **担当代理店の変更はありません。**
- 3 **保障内容の変更はありません。**

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

しぶや法人 第597号／令和7年12月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL: <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)